



令和 8 年 2 月 10 日
～美ら島の未来を拓く～
内閣府沖縄総合事務局

日本郵便株式会社の貨物軽自動車運送事業に係る 行政処分の通知を行った総営業所数等について

日本郵便の点呼不適切事案に関しては、監査により違反事実が確認された営業所について、昨年 10 月 1 日（水）から順次処分を行ってきたところですが、本日（2 月 10 日）をもって全国における一連の処分通知が完了したことから、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 33 条の規定に基づく自動車の使用の停止処分の通知を行った総営業所数等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町 2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（管内の総数：10 営業所）

このうち、2 月 10 日時点で 4 営業所の車両使用停止処分期間が既に終了しております。

支局	車両使用停止処分総営業所数 (うち、処分期間が終了している営業所数)
沖縄	10 (4)

3. 処分通知日

令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 8 年 2 月 4 日（水）

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局運輸部監査指導課 久高、具志堅

TEL：098-866-1837（直通）